

# 高齢者差別と若年者差別

京都大学大学院 博士課程 1回生 中村貴行

## 議論の背景・目的

- 高齢者に対する蔑視や偏見、不利な取り扱いはしばしば道徳的に問題視される。
- ex. 高齢者に対する蔑視・嫌悪、定年退職制度、賃貸住宅の貸し渋り
- 一方で若年者に対する蔑視や偏見、不利な取り扱いはそれほど問題にならない。
- ex. 年功序列、選挙権の年齢制限
- → **判断の非対称性**がある

## 議論の背景・目的

- 単に若年者に対する負の感情の程度が小さいから、もしくは若年者に対する不利な取り扱いが少ないから？
- →年齢を理由とした負の感情を向けられたり不利な取り扱いを受けるということに関して、実証的研究によれば若年者は高齢者と同等、もしくはそれ以上にある (Ayalon, 2013; Bratt et al., 2018)
- →この**判断の非対称性**はどこまで正当化できるのか？

## 発表の流れ

1. 年齢による差別とその特殊性
2. 高齢者差別と若年者差別の不正さが異なるとき
  1. 心的状態説による評価
  2. 社会的意味説による評価
  3. 危害説による評価
3. 具体的な事例への適用：選挙権・被選挙権
4. 結論

## 発表の流れ

1. 年齢による差別とその特殊性
2. 高齢者差別と若年者差別の不正さが異なるとき
  1. 心的状態説による評価
  2. 社会的意味説による評価
  3. 危害説による評価
3. 具体的な事例への適用：選挙権・被選挙権
4. 結論

## (中立的な意味での)差別の定義

- 以下の定義を採用する。
- 任意の行為主体 $X, Y, Z$ について、 $X$ が行為 $\phi$ によって $Y$ を $Z$ に比べて差別しているのは、以下の諸条件が満たされるときであり、そのときに限る。

1.  $X$ は $\phi$ により、 $Y$ に $Z$ と比べて相対的な不利益を何らかの側面で与える。
2.  $Y$ が持ち、 $Z$ が持たない性質 $P$ が存在する。
3.  $X$ が $\phi$ を行うのは、 $Y$ が性質 $P$ を持つからである。または、 $X$ がそう信じているからである。

## 1. 年齢による差別とその特殊性

### 年齢による(中立的な意味での)差別の定義

- 年齢による差別とは、性質Pとして年齢を用いるもの。
- 具体例：小学生以下に飴を配る飲食店

1. 飲食店のオーナーであるXは、一部の顧客の帰り際に飴を配るが、それ以外には飴を配らない。  
(相対的な不利益の存在)
2. 一部の顧客は小学生以下であるという性質を持っている。(性質Pの存在)
3. Xが一部の顧客に飴を配るのは、彼らが小学生以下だからである。または、Xがそう信じているからである。

## 年齢による(中立的な意味での)差別の定義

### • 注意点

1. 年齢の閾値は何歳でもよい。  
10歳以下を若年者として定義してもよいし、5歳以下でもよいし、30歳以下でもよい。高齢者に関しても同様。
2. この定義は道徳的に中立的なものである。  
すなわち、この定義の意味で差別であることは不正であることを含意しない。
3. 年齢による差別と立場による差別は同じではない。  
ex. 年下の上司に対する嫌がらせ

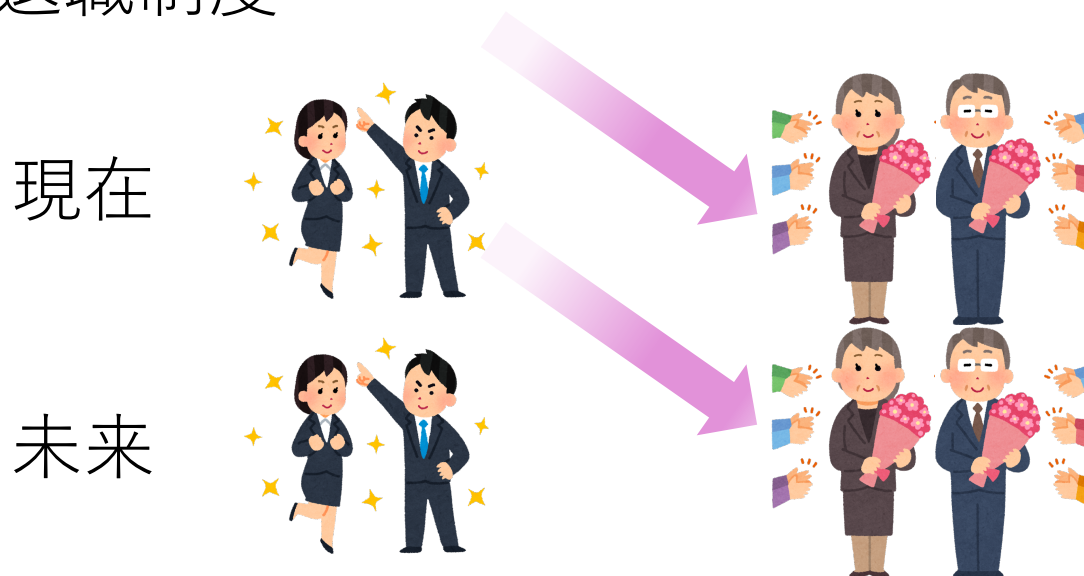


## 年齢による差別の特殊性

- 年齢による差別は人種や性別などの他の性質に基づいた差別よりも許容しやすいと考えられている。  
それは年齢が特殊な性質だから。
- 特殊性1：  
年齢はしばしば指標として優秀である。つまり、年齢によって、個人が他の性質を持っていることを高い精度で予測できる。  
ex. パイロットの定年と視力  
65歳以上であることは、パイロットとして働く際に重要な視力が衰えていることを高い精度で予測する。  
年齢はしばしば性別や人種より優れた指標である。

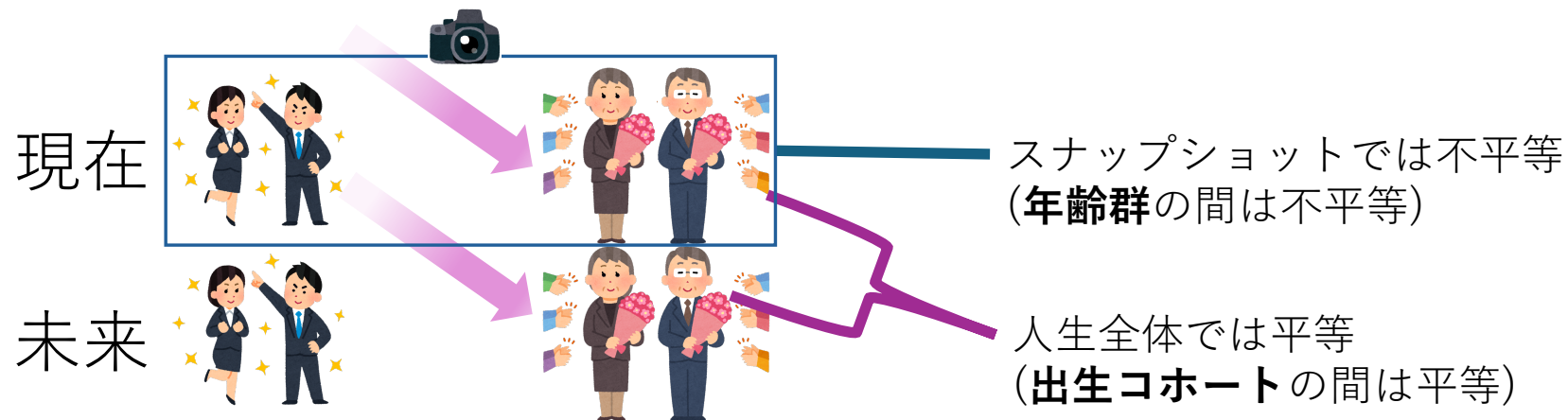
## 年齢による差別の特殊性

- 特殊性2：  
個人を年齢によって差別しても、人生全体で見れば、必ずしも個人に対して異なる扱いをするわけではない。  
ex. 定年退職制度



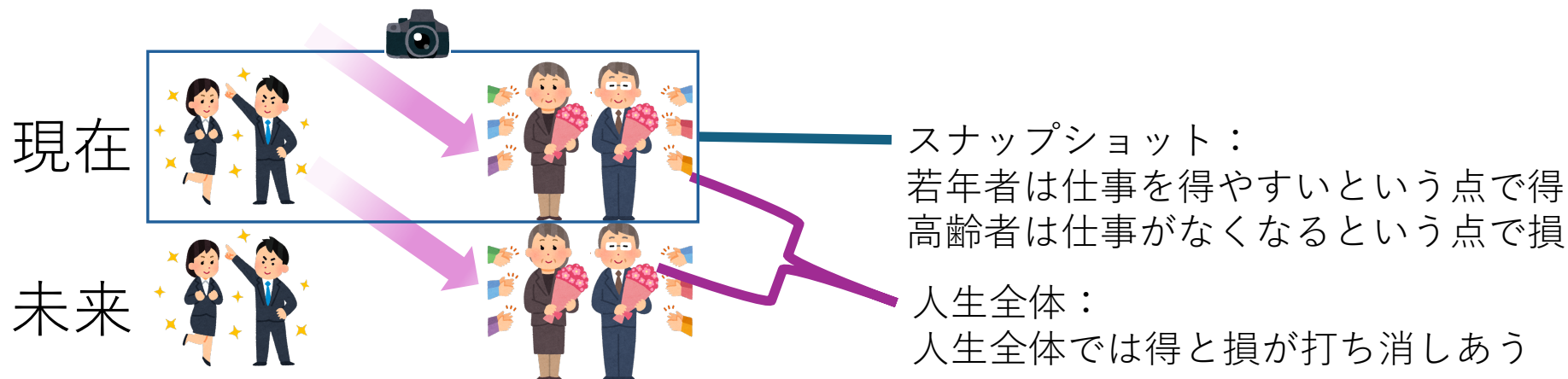
## 年齢による差別の特殊性

- 定年退職制度は、スナップショット(一時点)では平等ではないが、人生全体では平等な制度である。
- スナップショットの平等主義：一時点の平等を目指す  
人生全体の平等主義：人生全体の平等を目指す  
これらの評価は異なる。



## 年齢による差別の特殊性

- 特殊性2は一般化できる。平等に関する影響だけでなく、年齢による差別が個人にスナップショットで与える影響と人生全体で与える影響は異なりうる(ex. 利益と不利益)



- よって、スナップショットの影響と人生全体の影響のどちらで評価するのかを明確にする必要がある。

## 発表の流れ

1. 年齢による差別とその特殊性
2. 高齢者差別と若年者差別の不正さが異なるとき
  1. 心的状態説による評価
  2. 社会的意味説による評価
  3. 危害説による評価
3. 具体的な事例への適用：選挙権・被選挙権
4. 結論

## 問題設定

- 問い：高齢者差別は不正だが若年者差別は不正でない、と言えるか？言えるとして、その条件は何か？
- ここで考えたいのは、差別が高齢者に対して行われるか若年者に対して行われるかの違いによって生まれる不正さの違いである。
- よって、高齢者差別の事例と、それが若年者に対して行われた場合の事例のペア(このようなペアを**双子事例**と呼ぶ)の不正さが異なる条件を主に考える。
- 様々な差別の不正さの理論のもとで、双子事例の評価が異なるための条件とは何かを探求する。

## 2-1. 心的状態説による評価

- 心的状態説：差別が不正なのは、差別者の心的状態に道徳的な問題があるから。
- 問題ある心的状態の例：バイアス・役割意識・偏見・嫌悪・蔑視・etc.
- ex. ナチスによるユダヤ人差別が不正なのは、ナチスがユダヤ人を価値の劣ったものとみなして(バイアス)処遇していたから。

## 2-1. 心的状態説による評価

- 問い：心的状態説を取れば、高齢者差別は不正だが、双子事例の対になる若年者差別は不正でない(もしくは不正さの程度が小さい)と言えるか？その条件とは？
- 双子事例の具体例：  
高齢者施設における嫌悪による暴言と小学校における教員の嫌悪による暴言
- 高齢者差別は不正だが若年者差別は不正でない、と主張するためのありうる論拠を検討していく。
- ここではスナップショット/人生全体の区別は不要。



## 2-1. 心的状態説による評価

- 論拠1：高齢者を問題ある心的状態を抱いて扱うのは不正だが、若年者を問題ある心的状態を抱いて扱うのは不正ではない。もしくは、不正さの程度が小さい。  
(年功序列調整済みの心的状態説)。
- 高齢者は経験を積んでいるためにより尊重に値する、  
という通俗的な考えによって支持されるように思われる  
かもしれない。

## 2-1. 心的状態説による評価

- だが、通俗的な考えには説得力がない。
- ここでの「経験」を、誰でも年齢が上がるにしたがって積むようなものとする。  
→そのような経験によってより尊重に値するようになるとは思えない。
- ここでの「経験」を、一般に価値があると思われるようなレアな経験(仕事での業績、社会への貢献など)だと考える。  
→そのような経験を積んでいるのは一部の高齢者のみ。
- →「年功序列調整済み心的状態説」も説得力がない。

## 2-1. 心的状態説による評価

- 論拠2：高齢者には問題ある心的状態が向けられているが、若年者には向けられていない。
- →検討の余地があるが、あまり見込みはない。  
若年者に対する負の感情についての実証研究が蓄積しつつある(Ayalon, 2013; Bratt et al., 2018)
- 双子事例に対する評価が異なることを正当化する論拠として、向けられている心的状態が異なる、という論拠だけが可能性として残る。ただしあまり有望でない。  
双子事例でない事例のペアに関してはありうる。

## 2-2. 社会的意味説による評価

- 社会的意味説(ヘルマン)：差別が不正なのは、それによって差別される側が貶価されるから。
- 貶価 = 相手が同等の道徳的価値を持たないという社会的意味の表出 + 権力による意味の押し付け
- ex. 大学教員がホームレスに唾を吐くという差別が不正なのは、その行為によってホームレスが貶価されるから。すなわち、その行為には相手が同等の同等的価値を持たないという社会的な意味があり、かつ、大学教員とホームレスの間には地位の不均衡があるから。

## 2-2. 社会的意味説による評価

- 問い：社会的意味説を取れば、高齢者差別は不正だが、双子事例の対になる若年者差別は不正でない(もしくは不正さの程度が小さい)と言えるか？その条件とは？
- 双子事例の具体例：  
80歳以上の高齢者に選挙権を与えないという差別と、  
未成年者に選挙権を与えないという差別
- 高齢者差別は不正だが若年者差別は不正でない、と主張するためのありうる論拠を検討していく。
- ここではスナップショット/人生全体の区別は不要。

## 2-2. 社会的意味説による評価

- 論拠1：高齢者を貶価することは不正だが、若年者を貶価することは不正ではない。  
→心的状態説で行ったのと同じ議論が可能。省略。
- 論拠2：高齢者差別は高齢者を貶価するが、若年者差別は若年者を貶価しない。
- →権力の不均衡という条件と、社会的意味の表出という条件の両方を検討する。

## 2-2. 社会的意味説による評価

- 権力の不均衡：  
差別する側と高齢者の間には権力の不均衡があるが、差別する側と若年者の間にはない、とは言えない。  
→権力の不均衡という条件によっては、高齢者は貶価されるが若年者は貶価されないとはいえない。
- 社会的意味：  
行為の社会的意味を、我々が現在その行為をどのように考えているかとは独立なものとして考えるのであれば、双子事例の社会的意味が異なるとは言えない。  
→社会的意味という条件によっては、高齢者は貶価されるが若年者は貶価されないとはいえない。

## 2-2. 社会的意味説による評価

- 双子事例に対する評価が異なることを正当化する論拠は存在しない。双子事例でない事例のペアに関しては、高齢者差別だけが貶価している、という論拠のみが有効。



## 2-3. 危害説による評価

- 危害説：差別が不正なのは、それによって差別される側が危害を被るから。
- 差別の危害とは、差別が行われない場合と比較した場合の不利益のこと。
- 危害があっても、同時に生じる利益が大きければ、差別はオーバーオールで許容される可能性がある。
- ex. ユダヤ人であることを理由に雇用されないのは、危害が利益より大きいので不正。ナルコレプシーの症状が強いことを理由に運転免許を与えられないのは、利益が危害より大きいので不正でない。

## 2-3. 危害説による評価

- スナップショットで危害が生じているとしても、人生全体では危害が生じていないかもしれない。
- →危害説ではスナップショットと人生全体を区別する必要がある。
- スナップショットの危害に着目する危害説をスナップショットの危害説、人生全体の危害に着目する危害説を人生全体の危害説と呼ぶ。
- 高齢者差別は不正だが若年者差別は不正でない、と主張するためのありうる論拠を検討していく。

## 2-3-1. スナップショットの危害説による評価

- 論拠1：高齢者が危害を被るのは不正だが若年者が危害を被るのは不正ではない。
- →これまで確認したように、見込みがない。
- 何らかの平等を促進するという根拠は検討に値する。
- ex. 高齢者の医療費の負担を下げるのは年齢群の間の健康の平等を促進するが、若年者の医療費の負担を下げてても年齢群の間の健康の平等は促進されない。
- →この論拠は場合によっては有効。

## 2-3-1. スナップショットの危害説による評価

- 論拠2：高齢者が差別により被る危害は大きい、若年者が差別により被る危害は小さい。
- 選好が異なる、という根拠は検討に値する。
- ex. 高齢者は人間ドックを選好している一方で、若年者は人間ドックを選好していない。よって、若年者の人間ドックを禁止することは高齢者の人間ドックを禁止することよりも危害が小さい。
- →この論拠は場合によっては有効。ただし、選好をそのまま用いて良いかは検討が必要。

## 2-3-1. スナップショットの危害説による評価

- 論拠3：高齢者差別により生じる利益は小さいが、若年者差別により生じる利益は大きい。
- 第三者の利益の大きさが異なるという根拠は検討に値する。**順番による効率性**が若年者差別だけに存在するということはありうる。
- ex. 若年者だけに教育を義務化することは社会全体の生産性を高める。一方で、高齢者だけに教育を義務化することは社会の生産性を高めない。

## 2-3-1. スナップショットの危害説による評価

- 差別する側の利益の大きさが異なるという根拠も検討に値する。年齢の指標としての優秀さが高齢者差別と若年者差別で異なることはありうる。
- ex. 静謐な空間を売りにしているカフェが騒がしい客を排除するために中学生以下を店に入れないことは効果的である。一方で、騒がしい客を排除するために高齢者を店に入れないことは効果的でない。
- → 順番による効率性、もしくは指標としての優秀さの違いによって高齢者差別よりも若年者差別の方が利益が大きいという論拠は、場合によっては有効。

## 2-3-2. 人生全体の危害説による評価

- 人生全体の危害説だと、危害の受け手は出生コホートとして考えられる。
- 論拠1：時間的に先行する出生コホートが危害を被るのは不正だが、より後の出生コホートが危害を被るのは不正ではない。
- スナップショットの危害説のときと同様に、出生コホート間の平等を促進するという根拠からこの論拠が正当化されるように思われるかもしれない。
- 先行する出生コホートの方が生活水準が高いため、先行する出生コホートを優遇することは平等に寄与する。

## 2-3-2. 人生全体の危害説による評価

- しかし、高齢者差別と若年者差別が出生コホート間の平等に与える影響は同じであるため、この根拠には説得力がない。差別の対象となる年齢を変えても、利得を受け取るタイミングが変わるだけである。

若年者差別(高齢者に資源付与)

高齢時	32	16	8	4	2
若年時					
生活水準	10	12	14	16	18
合計	26	20	18	18	19

時間

高齢者差別(若年者に資源付与)

若年時	16	8	4	2	1
生活水準	10	12	14	16	18
合計	26	20	18	18	19

時間



## 2-3-2. 人生全体の危害説による評価

- 論拠2：高齢者差別によって人々が人生全体で被る危害(利益)は、若年者差別によって人々が人生全体で被る危害(利益)よりも大きい。
- ex. 人々は刹那的な消費をする傾向にあるので、年金制度によって若年者差別をすることは、人々の人生全体での満足度を高める。しかし、逆年金制度(他の国民から徴収して若年者に年金を給付する)は人生全体の満足度を下げる。
- →この論拠は場合によっては有効。

## 発表の流れ

1. 年齢による差別とその特殊性
2. 高齢者差別と若年者差別の不正さが異なるとき
  1. 心的状態説による評価
  2. 社会的意味説による評価
  3. 危害説による評価
3. 具体的な事例への適用：選挙権・被選挙権
4. 結論

## 高齢者差別と若年者差別の評価が異なる条件

- 2節の議論から、高齢者差別と若年者差別の評価が異なることを正当化する条件をまとめる。双子事例に使える見込みが低いものは薄いフォントで記す。
- 心的状態説
  1. 高齢者差別は問題ある心的状態に基づいているが、若年者差別は問題ある心的状態に基づいていない。
- 社会的意味説
  2. 高齢者差別は高齢者を貶価しているが、若年者差別は若年者を貶価していない。

## 高齢者差別と若年者差別の評価が異なる条件

### • スナップショットの危害説

3. 若年者差別は年齢群の間の平等を促進するが、  
高齢者差別は年齢群の間の平等を促進しない。
4. 高齢者差別は高齢者の選好充足を妨げるために危害が大きい  
が、若年者差別は若年者の選好充足を妨げないために危害が小さい。
5. 若年者差別には順番による効率性や年齢の指標としての有効性などによって大きな利益があるが、  
高齢者差別には利益が少ない。

## 高齢者差別と若年者差別の評価が異なる条件

- 人生全体の危害説
- 6. 高齢者差別によって人々が人生全体で被る危害(利益)は、若年者差別によって人々が人生全体で被る危害(利益)よりも大きい(小さい)。
- これらを踏まえて具体的な事例のペアについて検討する。
- 選挙権・被選挙権を高齢者に与えないことが不正だと仮定する。このとき、選挙権・被選挙権を若年者に与えないことは不正ではない、と言えるだろうか？

## 選挙権・被選挙権に関する差別のペアへの適用

1. 高齢者に選挙権・被選挙権を与えないのは問題ある心的状態に基づいているが、若年者に選挙権・被選挙権を与えないのは問題ある心的状態に基づいていない、と言えるか？
  - おそらく言えない。
  - そもそも制度運用の際の心的状態とは何かが曖昧。
  - 仮に制度考案者の心的状態を参照するとしても、高齢者に選挙権・被選挙権を与えないのは蔑視によって行われていて、若年者に選挙権・被選挙権を与えないのは蔑視によってではない、と言えるかは不明。

## 選挙権・被選挙権に関する差別のペアへの適用

2. 高齢者に選挙権・被選挙権を与えないのは高齢者を貶価しているが、若年者に選挙権・被選挙権を与えないのは若年者を貶価していない、と言えるか？

- 言えない。
- 高齢者に関して、選挙権・被選挙権を与えないのが貶価していると言えるのならば、同じことが若年者に関してとも言えるだろう。

## 選挙権・被選挙権に関する差別のペアへの適用

3. 高齢者に選挙権・被選挙権を与えないのは年齢群の間の平等を促進するが、若年者に選挙権・被選挙権を与えないのは年齢群の間の平等を促進しない、と言えるか？

- 言えない。

4. 高齢者に選挙権・被選挙権を与えないのは高齢者の選好充足を妨げるので危害が大きいが、若年者に選挙権・被選挙権を与えないのは若年者の選好充足を妨げないので危害が小さい、と言えるか？

- 一部の若年者に関しては現実の選好充足の妨げにならない。だが、それによって危害が小さいとは言い難い。



## 選挙権・被選挙権に関する差別のペアへの適用

5. 若年者に選挙権・被選挙権を与えないのは、順番による効率性や年齢の指標としての有効性の違いなどによって利益が大きいが、高齢者に選挙権・被選挙権を与えないのは利益が少ない、と言えるか？
- 若年者の定義によっては言える。政治参加に求められる能力は、若い個人の方が高齢者より低いと思われる。

## 選挙権・被選挙権に関する差別のペアへの適用

6. 若年者に選挙権・被選挙権を与えないことによって人々が人生全体で被る危害(利益)は、高齢者に選挙権・被選挙権を与えないことによって人々が人生全体で被る危害(利益)よりも大きい(小さい)、と言えるか？
- スナップショットの危害と利益の大きさによっては言える。危害の大きさは異ならないと考えると、若年者差別のスナップショットの利益が高齢者差別のスナップショットの利益よりも大きい場合には、人生全体でも利益が大きくなる。
  - →スナップショットの利益の大きさによっては言える。

## 選挙権・被選挙権に関する考察

- まとめ：高齢者に選挙権・被選挙権を与えないことが不正だと仮定すると、若年者に選挙権・被選挙権を与えないことが不正でないと言えるか？
- 心的状態説や社会的意味説なら、若年者に選挙権・被選挙権を与えないことは全て不正ということになる。
- 危害説なら、不正でないことを認める余地がある。
- 危害説を採用すると、高齢者に選挙権・被選挙権を与えないことよりも利益が大きいときにのみ、若年者に選挙権・被選挙権を与えないことが正当化される。

## 選挙権・被選挙権に関する考察

- 高齢者に選挙権・被選挙権を与えないことと、若年者に選挙権・被選挙権を与えないことの利益の大きさは、どの年齢で両者を定義するかによって決まる。
- 18歳未満の個人に選挙権を与えないという現行の制度に、高齢者に選挙権・被選挙権を与えないことよりも大きな利益があるかは検討の余地がある。つまり、選挙権を得る年齢を下げるべきかもしれない。
- 25歳未満、もしくは30歳未満の個人に被選挙権を与えないという現行の制度は正当化が難しい。被選挙権を得る年齢は少なくとも何歳か引き下げるべき。

## 結論

- 高齢者差別と若年者差別のペアについて、高齢者差別は不正だが若年者差別は不正でない、と言えるための条件をそれぞれの差別の不正さの理論ごとに検討した。
- 6つの条件が得られた。
- 高齢者差別・若年者差別の間の相対的な不正さの違いについての議論であって、絶対的な不正さについての議論ではない。
- 他の事例のペアについても考える必要がある。

# 匿名コメントフォーム

---

- 匿名でコメントしたい方はどうぞ
- 質問・コメントは何でも歓迎です

